

事件検討会
－ 種苗法について －

平成30年8月1日
片山

※ 原則的な定めのみを比較に留まる

		特許法	種苗法	著作権法
保護される権利		特許権	育成者権	著作権法 著作者人格権
保護の対象		アイデア (発明:技術思想(特2条1項))	現物 (品種:種2条2項)	現物 (著作物:著2条1項1号) 表現に対する拘り(人格権) (著1章3節2款)
権利の内容	財産権	発明を業として実施 (特68条) ※ 商売として商品を作製、販売等 (特2条3項)	品種を業として利用 (種20条1項) ※ 商売として種苗の生産・販売、収穫物の生産・販売等 (種2条5項各号)	複製(著21条)、譲渡(著26条の2)等 ※ 商売として複製物を売買等
	人格権	—	—	同一性保持権(著20条)等
権利の性質		絶対権	絶対権	絶対権
権利の要件		新規性 (特29条1項, 29条の2, 39条) 進歩性 (特29条2項)	区別性 (種3条1項1号, 3条2項) 均一性 (繁殖の段階での特性が類似) (種3条1項2号) 安定性 (繰り返し繁殖しても特性の全部が変化しない) (種3条1項3号)	著作物(創作的表現) (著2条1項1号)
権利の発生		登録 (特66条1項)	登録 (種19条1項)	創作的表現 (著2条1項1号, 2号, 17条)
出願後の流れ	出願	出願 (特29条) ※ 320,000件程度/年	出願 (種5条1項) ※ 1,000件程度/年 添付:写真 (種5条2項) 添付:種子, 種株 (種4条)	/
	公開	出願から1年6月後に公開 (特64条)	遅滞なく公表 (種13条1項) ※ 概ね3~4か月程度	
	実体審査	審査請求 (特48条の3第1項) 出願から3年以内 審査請求されたもののみ審査 (特48条の2)	全件審査 (種15条)	
		審査官 (特47条)	農林水産大臣 (種15条)	
		文献調査	栽培試験 (種15条2項本文) 現地調査 (種15条2項本文) 資料調査 (種15条2項ただし書)	
	登録手続	拒絶理由通知 (特50条) 意見書(特50条1項) 補正書(特17条4項) 拒絶査定(処分) (特49条) 特許査定(処分) (特51条)	意見書(種17条2項) 補正書(種12条) 拒絶(処分) (種17条1項)	
特許料の納付 (特66条2項) 登録 (特66条1項)		登録(処分) (種18条1項) 通知 (種18条3項) 公示 (種18条3項) 公示日から30日以内に登録料を納付 (種38条5項)		
権利期間		出願から20年 (特67条1項)	品種登録の日から25年 (種19条1項)	著作者の死後50年経過するまで (著51条2項)

以上